

第1章

生涯を通じて学び、
豊かな心を育むまちづくり

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第1節 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進

第1項 生涯学習によるまちづくりの確立

■現状と課題

すべての町民が健やかに、よりかしこく、よりたのしく、よりやさしく生きることができるまちを目指し、「**生涯学習によるまちづくり**」を町民とともに模索しながら、進めてきました。

生涯にわたり家庭や学校、職場、地域での学びや活動をとおして自己実現を目指すことが生涯学習であり、その学びのエネルギーから住みやすく生活しやすい環境づくりや**コミュニティづくり**を進める必要があります。

本町の進める「生涯学習」とは、人生のあらゆる時期、あらゆる生活の場において、自己を高め、**自己実現**を目指し、さらに、町民一人ひとりが学びにより得た知識や技術を自分づくり、まちづくりに活かすことにより、結果として自分たちが住むまちがより住みやすいまちとなることを目指すものです。

まちづくりの主役である町民一人ひとりの学びを通じ行われる、主体的な活動を基本とし、町民相互の結集を図り、まちづくりを進めていこうとするものです。「生涯学習によるまちづくり」の確立は、さまざまな主体による**協働**が重要です。情報の共有や対話などを通じて、**対等・平等**の立場で**協力・協調**しながら、それぞれの役割分担のもと責任をもって取り組むことが大切です。

■基本方針

「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承し、これをさらに発展的に展開させるためには、これまで進めてきた、まちづくりの基本である**ひとづくり**を基軸としたまちづくりを展開します。

まちづくりの主役である町民が、行政や事業者などとの適切な役割分担のもとで協働し、健康的で文化的な活気あふれる快適なまちを創造していくため、生涯学習によるまちづくりを理念とし推進します。

行政が町民に何をするかでなく、町民自ら何をするかという、町民の自主的・自発的な参画から総合的な生涯学習の推進に向け、学びの機会の充実から人材育成や横断的な連携を強化し、意識改革を進めます。

町民一人ひとりが学び、多様な人びとの相互理解を発揮できる場の整備を進め、やさしさと力強さを兼ね備える「**ご近所の底力**」を持った地域コミュニティを目指します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 生涯学習によるまちづくりの確立
- (1)学ぶ機会の保障
 - ①町民一人ひとりの力の誘発(ほんべつ力の創造)
 - ②人材育成と意識改革の推進
 - (2)学んだ成果の発信
 - ①協働によるまちづくりの推進
 - ②生涯学習社会の構築

※ 生涯学習によるまちづくり＝学びにより身についた知恵、技術を基に、町民の主体的な活動を基本とした、まちづくりの進め方。

※ 自己実現＝自分の目的、理想の実現に向けて努力し、成し遂げること。

※ コミュニティ＝居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

※ 協働＝同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第1節 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進

第2項 ほんべつ学びの日の充実

■現状と課題

本町では、将来を担う子どもたちのために家庭・学校・地域・行政が手を携えて、本町の教育力を高めることをねらいとし、平成19年9月11日に「ほんべつ学びの日」を宣言しました。

「ほんべつ学びの日」は、「北海道教育の日」と「十勝教育の日」に連動する本町ならではの「教育の日」として制定し、その内容は、本町が進める生涯学習による協働のまちづくりの中で、家庭・学校・地域が*融合し、大人が子どもを育む視点で一緒になって日々学んでいくことを目指し、特定の日を定めるのではなく、年間を通した取り組みを推進するものです。

「地域の子どもは地域で育てる」を念頭に、これまでも本町ならではの「学び」をさまざまな地域の人の協力を得て「4つの風(光風・祈風・夢風・実風)」にたとえた取り組みを行ってきました。

今後も地域において、大人が子どもにかかわるさまざまな取り組みと連携をし、「ほんべつ学びの日」を広めていく必要があります。

■基本方針

家庭・学校・地域・行政が相互に協力し、子どもたちの教育やまちづくりに主体的に参加する人づくりを進め、これまで取り組んできたさまざまな推進事業の充実を図ります。

「ほんべつ学びの日」は、学びを基軸とする本町のまちづくりを基本理念に、大人が子どもたちのために出来ることから、一人ひとりが実践することを目指し、推進母体である「本別町子どもを育む環境づくり推進会議」を中心に、関係機関・団体と連携を図り、まちの中に「4つの風」を吹き渡らせながら推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- ほんべつ学びの日の充実 (1)ほんべつ学びの日の充実
- ①ほんべつ学びの日「4つの風」事業の推進
 - ②ほんべつ学びの日の普及啓発
 - ③ほんべつ学びの日フェスティバルの開催

ほんべつ学びの日宣言

子どもたちは今、100年を超える歴史と恵まれた自然の中で明るく元気に成長しています。
しかし、揺れ動く社会の中であって、私たちには子どもたちが将来に向かって大きな夢を抱き、自己の力を十分に発揮できる環境をつくり上げることが求められています。
そのためには、家庭・学校・地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶことが大切です。
私たち町民一人ひとりが生涯学習の観点に立ち、子どもたちとともに学びへの関心を高め、ふれあい・豊かな心をはぐくむまちづくりを推進するため、ここに「ほんべつ学びの日」を宣言します。

- 1 みんなの力で、明るく元気な子どもをはぐくみましょう
- 1 郷土や家族を愛し、平和を祈り、命を大切にすることをはぐくみましょう
- 1 将来に夢を持ち、目標に向かってチャレンジする心をはぐくみましょう
- 1 食に感謝し、スポーツに親しんで健康な身体をつくりましょう

平成19年9月11日

本別町教育委員会

*融合=一つになること。一体となって。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第1項 幼児教育の充実

■現状と課題

核家族化・少子化、女性の社会進出や就労形態の変化などにより家庭の教育力の低下が懸念されています。さらに、過保護や過干渉、育児不安やしつけへの自信喪失など、育児への負担が集中する母親の育児不安などの問題が深刻となってきています。

幼児期は、家庭教育とともに友達との関わりを通じて心身の健全な発育や社会的習慣を体得し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、幼稚園における教育は極めて重要な役割を果たしています。

本町には、幼児期の学校教育を提供する施設として私立幼稚園が1施設あるものの、少子化による幼児数の減少から園児数は減少の一途をたどっている現状にあります。

このため地域社会全体で連携をしながら子育てをする環境づくりを進めるとともに、幼児を持つ親同士や地域の人との交流の場が必要となっていることから、関係部局や地域サークルと連携し、乳幼児を持つ親を対象に家庭教育・支援事業を開設し学習機会や情報提供を行っているほか、子育て相談では検診後の経過観察や訪問相談を実施しています。

■基本方針

家庭においては保護者が元気に生き活きたした生活を送ることが非常に大切なことであり、子育てにも大きく影響を与えることから、子育てへの不安やストレスを抱える親の身近な相談役となれる人材の育成、さらには子どもを健やかに育てるための学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における教育機能の充実に努めます。

さらに、幼稚園の※特定教育・保育施設への移行に伴い、※施設型給付費の円滑な支給により、私立幼稚園の安定的な運営を保障し、教育の質の一層の向上を支援します。

■施策の体系(主な施策・事業)

幼児教育の充実

- (1)幼児教育の充実
 - ①幼児教育や子育てに伴う家庭教育についての学習機能の充実
 - ②家庭教育に関する指導、相談体制の充実
- (2)私立幼稚園に対する支援
 - ①保育所との機能分担や各教育機関との連携と調整の強化
 - ②幼稚園経営安定の運営支援
- (3)私立幼稚園を利用する保護者への支援
 - ①施設型給付費の支給
 - ②預かり保育の事業化による子育てや就労の支援

※特定教育・保育施設＝幼稚園又は保育所について、町が定めた運営基準を満たすことにより、その施設を利用する保護者に対して施設型給付が支給される施設。

※施設型給付＝特定教育・保育施設を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、サービスに係る費用の一部を保護者に対し町が支給するもの。手続きは、サービスを提供した教育・保育施設が保護者に代わって町に請求し、代理で受領する仕組み(法定代理受領)となっている。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第2項 義務教育の充実

■現状と課題

生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するためには、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけることが求められています。

本町ではこれまで、各小中学校において、子どもたちに豊かな人間性や基礎・基本の定着を図る学習活動や、地域の特色や地域の教育力を生かしたさまざまな教育活動の展開により、教育内容の充実を図ってきました。

小学校は平成23年度に、中学校は平成24年度に完全実施された新学習指導要領では、これまでの「生きる力」を育むという理念を尊重し、子どもたちの現状にあるさまざまな課題を踏まえ、その理念を実現するため、言語活動・理数教育・伝統や文化に関する教育・道徳教育・体験活動・外国語教育の充実を図り、子どもたちの「*生きる力」を伸ばしていくことが求められています。

近年では、児童・生徒を取り巻く環境の変化とともに、問題行動も多様化し複雑化しています。いじめや不登校などの対応や、基本的な生活習慣をはじめとするしつけや礼節などの規範意識の醸成は、家庭教育と学校教育の役割を明確にし、地域の多様な人材と連携を図りながら、相互の教育力の向上と放課後や土曜日における教育活動の展開が一層求められています。

また本町においても、児童生徒数の減少により、小規模校における*複式学級が常態化し、幅広い教育課程や特別活動の編成が難しい状況となっていることから、適正な学校規模のあり方の検討も進めながら、多様な個性や学習ニーズに対応すべく教育環境の整備充実に努める必要があります。

■基本方針

児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じ、個性を生かす教育を実施し、言語活動をはじめとした基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習活動を通じて「生きる力」を身につけるための教育内容の充実に努めます。

さらに、豊かな人間性と思いやりの心を養う教育を推進し、いじめや不登校に対する相談体制を充実させるとともに、教職員の資質向上を図るため研修・研究活動の充実を図ります。

また、学校を核とした地域づくりを進めるため、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティースクールを導入を促進し、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来を見据えた学校施設の整備や教育環境の充実に努め、安全・安心な学校づくりを進めます。

学校給食については、*食育の推進を図りながら安全で安心な地場産品を利用拡大するとともに、食物アレルギー対応や特色ある学校給食の提供に努め、衛生管理の徹底を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

義務教育の充実

- (1)特色ある教育内容の充実
 - ①豊かな心と健やかな身体の育成
 - ②教育課程編成の充実
 - ③開かれた学校づくり
 - ④国際理解とICT教育の推進
 - ⑤教材・教具・備品の整備
- (2)個性を伸ばす教育活動の充実
 - ①学習意欲と学習習慣の育成
 - ②体験学習と環境教育の推進
 - ③いじめ・不登校等への対応
 - ④健康・安全教育の推進
 - ⑤食育の推進と学校給食の充実
- (3)*特別支援教育の充実
- (4)教職員研究・研修活動の充実
- (5)学校施設や教育環境等の整備
 - ①校舎・体育館等の整備、充実
 - ②教職員住宅の整備

※ 生きる力＝変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく力。

※ 複式学級＝二つの学年以上の児童・生徒を一つに編成した学級(クラス)。

※ 食育＝様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

※ 特別支援教育＝障害をもつ子供を対象とする教育支援。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第3項 高校教育の充実

■現状と課題

高等学校は、中学校における普通教育の成果を更に発展させ、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、社会の形成者として必要な資質を養いつつ、社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得しながら、個性の確立に努めるとともに、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことを目的としています。

また、国際化、高度情報化などの社会の変化や生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の多様化、中学校卒業生数の大幅な減少など高校を取り巻く環境が著しく変化する中、北海道における中学校卒業生数はピークであった昭和63年の半数以下にまで減少し、少子化が進んでいます。

北海道は「※新たな高校教育に関する指針」に基づき、中卒者数の減に対し、教育水準の維持向上などを図る観点から、地域の実情、私立高校の配置状況等を考慮しながら定員の調整や学校の再編整備等を行うとともに、都市部において複数の高校が設置されている場合、望ましい規模の学校についても、地域の実情などに応じて再編整備を行うとして、毎年度、3年間の具体的な高校配置計画とその後4年間の計画を示しています。

本別町においても少子化、過疎化は例外なく進んでおり、再編整備の対象とされているところですが、本別高校は地域の拠点校、十勝における伝統校としてこれまで長年にわたり、各方面で活躍する優れた人材を輩出してきた実績があります。未来に向けて本別高校は、開学の精神を忘れることなく、歴史と伝統を土台にして、生徒一人一人の能力や可能性を大切にしながら、知・徳・体のバランスのとれた「たくましく生きることができる」人材育成のため、地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

本別高校が地域の経済や暮らしに果たしている役割は多大であり、本別高校存続に向けた活動を強化する必要性から本別高校の教育を考える会を組織し、本別高校の存続に向けた取り組みを行っています。

■基本方針

伝統校である本別高校を存続させ、特色ある、魅力ある学校づくりを行うため、※本別高校の教育を考える会を中心に地域、各小・中学校 PTA などと一体となった支援体制を構築していきます。

また、郷土の発展に貢献できる人材の育成をめざす教育を支援するため、町民の協力による学習や部活動指導により、自主的・自発的に実践する心豊かな生徒の育成に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

高校教育の充実

(1)本別高校の教育を考える会の活動の充実

- ①本別高校存続に対する啓発活動と支援の拡充
- ②魅力ある高校づくり支援と積極的な情報発信
- ③本別高校への入学奨励活動

(2)高校教育の充実

- ①社会変化や地域性に即した教育内容の充実に向けた支援
- ②高校と地域の交流・連携の促進

※ 新たな高等教育に関する指針＝北海道の未来を担う人材を育むための高校教育の基本的な考え方と施策を示したもの。

※ 本別高校の教育を考える会＝本別高校の存続を目的に設置された組織。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第3節 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興

第1項 社会教育の充実

■現状と課題

全ての町民が心豊かに、生きがいのある充実した生活を営むためには、それぞれの*ライフステージに応じて自発的に学習していくことが大切です。

また一方では、少子高齢化や核家族化の進展など、これまでの社会環境の変化により、家庭と地域のつながりの中で子どもを教育する機会が減少している傾向にあり、人と人との繋がりの*希薄化などが地域社会にも大きな影響を及ぼしております。

そのため、生涯を通じて町民が学習活動を効果的に展開できるように努めていく必要があります。

本町では、幼児から高齢者まで町民を対象に生涯各期におけるさまざまな学習活動を展開しています。しかし、多様化する町民の学習*ニーズに対応した社会教育活動を推進していくためには、幅広い知識や技術の習得、教養を高める活動のほか、各種サークル活動や社会教育団体への効果的な活動支援やボランティア団体との連携を深め、地域活動の活性化を図るとともに、社会教育活動の拠点施設としての公民館の機能維持と設備の整備を図る必要があります。

また、図書館は町民の身近な施設として、一人ひとりの学習に必要な図書や資料の提供を行いながら学習機会の充実を図っています。今日の急激な社会変化によるさまざまな学習ニーズに対応するためには、多様な資料の収集と情報設備の充実により、さらなるサービスの向上を図る必要があります。また、次代を担う児童の個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育むために図書館と児童を結びつける機会の提供をさらに推進する必要があります。

■基本方針

次代を担う子どもから豊かな知恵と経験を備えた高齢者まで、全ての町民が生き活きと活動することが大切です。生涯を通して、学びあいながら社会参加に取り組むことのできる体制を整え、生涯各期における社会教育の充実に努めます。さらに学校の求めと地域の力を合わせながら地域ぐるみで子どもを育むための取り組みを進めるとともに、地域の力を活用した児童の放課後対策を進めます。

社会教育活動の拠点となる社会教育施設については、計画的に施設整備を図ります。

図書館では、子どもが生まれる前から高齢者まで、読書で育む「言葉の力」「創造力」「心の発達」などを家庭や学校・地域、さらにボランティア等とともに連携した取り組みを推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 社会教育の充実
- (1)社会教育における学びの充実
 - ①生涯各期における学びの推進
 - ②地域学習機会の充実
 - (2)社会教育施設の整備と活動の充実
 - ①社会教育施設の機能充実
 - ②指導者の発掘と育成
 - ③地域連携による学校支援事業の推進
 - ④生涯学習情報の提供
 - ⑤図書館機能の充実
 - ⑥家庭・学校・地域・ボランティア等との読書普及活動
 - ⑦対象別図書館サービスの充実(妊婦・乳幼児・児童生徒・一般・高齢者)
 - (3)社会教育関係団体の活動促進と育成
 - ①社会教育団体活動の促進・育成
 - ②ボランティア団体との協働

※ ライフステージ＝人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

※ 希薄化＝物事に向かう気持ち・意欲などが弱くなること。

※ ニーズ＝要求や需要。必要性。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第3節 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興

第2項 社会体育の充実

■現状と課題

スポーツやレクリエーションは、健康保持や体力増進だけでなく、生きがいや生活に潤いをもたらすとともに、町民相互の触れ合いや連帯感を醸成し、人間性を豊かにするものです。

本町は、町民皆スポーツを目指し「万人のスポーツ」をスローガンに、スポーツの生活化・大衆化に取り組むとともに、昭和61年7月には「健康・スポーツ推進の町」を宣言し、今日まで町民が健康で明るく、活力あるまちづくりのために関係団体と連携を図りながらスポーツ活動の推進を図っています。

スポーツ団体においては、高齢化等により会員が減少傾向にあることから、スポーツ少年団の育成や各種教室等の内容の充実に努めるとともに運動用具の貸し出しを積極的に進めるなど、スポーツ施設の有効活用を図りながら、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに努め、スポーツ人口の底辺拡大を図ることが必要です。

さらに、町体育館は耐震補強工事を実施し、他のスポーツ施設も改修工事を進めるなど施設の維持延命化と利便性の向上が図られたところです。

野外体育施設は、主として河川敷地を有効利用し整備をしてきましたが、老朽化が進んでおり改修が必要な状況になっています。

スポーツ活動の多様なニーズに対応する総合運動公園は、特に斜面のコースを有したパークゴルフ場は、管内的にも大規模かつ魅力的な施設となっており、サッカー、ラグビー場に加え、平成27年には野球場が完成しました。この間、予定敷地内へのメガソーラー施設の建設もあり、今後の総合運動公園の整備実施に向けては計画等の見直しが必要です。事業規模や事業費などを含め、今日の社会情勢や財政状況に応じた総合運動公園の在り方について検討が必要となっています。

■基本方針

地域町民の健康や体力づくりのため、町民一人ひとりが年齢や体力に応じて多様なスポーツに親しめるよう、関係機関や関係団体との連携を図り、指導者の育成と指導体制の構築を図り、生涯スポーツ活動の基盤となる環境づくりを積極的に進めます。

また、各種競技力向上に向けた技術講習会、各種大会などを開催するとともに、スポーツ少年団やスポーツ団体の育成支援を図り、町民の体力増進、スポーツ活動の日常化の促進に努めます。

総合運動公園の整備については、野球場の整備を終えたものの、現有の屋内施設は大規模改修工事により延命措置を講じるなど、今後の*総合運動公園構想の推進については施設の規模、整備方法、事業費等の再検証を図るとともに、改修済み施設や野球場など、その他の施設を合わせた全体の中で、町民ニーズや施設機能などの緊急性を勘案しながら整備を進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

社会体育の充実

- (1)生涯スポーツ活動の推進
 - ①スポーツ機会の拡充
- (2)町民皆スポーツの推進
 - ①スポーツ活動の推進
 - ②スポーツ団体の育成強化
- (3)スポーツ指導・普及活動の推進
 - ①スポーツ指導者の発掘と養成
 - ②スポーツ指導体制の充実
 - ③スポーツ体力づくり相談体制の確立
 - ④競技力向上対策の推進
- (4)スポーツ施設の充実
 - ①既存スポーツ施設の整備
 - ②スポーツ施設並びに学校体育施設の有効活用
 - ③総合運動公園の整備

※ 耐震補強工事＝建物などがかなり強度の地震に耐えうるよう、弱い部分や足りないところを補って強くする工事。

※ 生涯スポーツ＝生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツをいう。

※ 総合運動公園構想＝平成4年に策定した、本別町の総合運動公園構想。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第4節 はつらつとした地域文化の創造

第1項 地域文化の振興

■現状と課題

時代の変化に伴い、人々の生活意識や価値観の多様化が進み、暮らしにおけるゆとりやうるおいといった心の豊かさが一層求められています。文化は生涯にわたり、人々の生活の充実や地域の発展にかけがえのないものであり、文化活動を通して暮らしや地域づくりにうるおいと活力をもたらし、个性的な地域文化の創造につながっています。

本町においては、心豊かな文化のまちづくりを推進するため文化団体やサークルの活動が日常的に行われています。また、関係団体と連携を図りながら、文化祭をはじめ各種舞台発表や絵画展のほかロビー展などが活発に取り組まれています。さらに、町民が優れた芸術文化に触れる機会を提供するため芸術鑑賞の機会充実にも努めています。

しかしながら、文化団体においては高齢化等により、会員や団体が減少傾向にあるため、活動の停滞が懸念されており、今後はあらゆる文化活動を通して世代間交流を進め、後継者や指導者の養成、発掘を行っていく必要があります。

また、歴史民俗資料館は先人が培った歴史や自然、文化を後世に伝え、過去から現在を知り、未来を創造するまちづくりの力となるための展示会の開催や、本町の特色ある地域の歴史を調査し伝えていく*地域志向型運営を推進し、歴史的資料を通した一層の活用と利用者の拡大を図る必要があります。

■基本方針

個性豊かな地域文化創造のために、町民一人ひとりの自主的な文化活動の支援や文化を通したまちづくりをさらに推進します。

このため、活動拠点の整備・充実を図るとともに、芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充のほか文化活動に意欲を持って取り組む人材の育成や団体の活動、さらに伝統文化の継承活動を支援します。

また、*指定文化財については、地域の貴重な財産として周知し、活用することの取組を進めます。

歴史民俗資料館は、地域の歴史的資料を収集・保存・調査・公開に努めるとともに、生きる力を育むふるさと学習や平和学習を進める、あらゆる世代が学び合える場とします。特に、高齢者には生きがいを高め、豊かな経験を提供できる場となるように努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域文化の振興

(1)地域文化活動の促進

- ①文化活動の発表の場の提供と支援
- ②生活に潤いをもたらす芸術鑑賞機会の提供
- ③地域の文化活動を推進する指導者や文化団体の育成・支援
- ④伝統文化継承活動の推進

(2)身近な地域の文化財産の保護と活用の推進

- ①地域資料を活用した企画展等の開催
- ②地域資料の収集と調査・研究
- ③地域の歴史学習の充実
- ④地域の歴史の活用を担う人材育成

※ 地域志向型運営＝地域文化に根ざし、地域の町民に貢献する資料館づくり、資料館運営。

※ 指定文化財＝本別町が指定し保護する文化財(勇足神社かしわ林、上押帯立木かしわ、ヒカリゴケ、マメシジミ)。